

新潟県人事行政の運営等の状況について（公告）

新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第9号）第2条及び第3条の規定に基づき各任命権者及び人事委員会から報告を受けたので、第4条の規定により、平成23年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成24年9月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

人事行政の運営等の状況

新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第9号）第4条の規定により、平成23年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表します。

公表の経緯及び趣旨

平成16年8月1日に地方公務員法の一部が改正され、地方公共団体は、人事行政の運営等の状況を住民に公表することが義務付けられました。

これは、公表によりその公正性・透明性を高めることを目的とするものです。

新潟県では、この法律改正に基づき、平成17年4月1日に「新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、人事行政の運営等の状況に関し、各任命権者※から知事に報告する項目や公表の時期、方法等を定めました。

知事は、毎年9月30日までに各任命権者からの報告を取りまとめ、人事行政の運営状況の概要と人事委員会から報告される業務の状況を併せて公表することとしています。

※任命権者・・・知事、教育委員会、県警察本部長、公営企業管理者、行政委員会等で、職員の内命、休職、免職、懲戒等を行う権限を有するものをいう。

I 人事行政の運営状況の概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

平成23年度（H23.4.1～H24.3.31）の状況は、全体で退職者1,163人、採用者1,201人となっており、採用が38人上回っています。

① 退職者の状況

区分	事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
定年退職	127	116	30	204	95	572
普通退職	17	157	2	34	37	247
勸奨退職	23	67	2	126	17	235
死亡退職	5	8	1	9	3	26
その他	15	13	0	3	52	83
合計	187	361	35	376	204	1,163

② 採用者の状況

区分		事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
競争試験	一般職員						
	大学卒	57	43	0	0	0	100
	短大卒	0	18	0	0	0	18
	高校卒	36	1	0	0	0	37
	警察官	0	0	0	0	170	170
選考	教育職員	0	0	0	441	0	441
	割愛※	8	19	0	82	28	137
	その他	17	251	3	4	23	298
合計		118	332	3	527	221	1,201

※割愛・・・人事交流等により、県の職員が国や他の地方公共団体等の職員となるために退職すること又は国や他の地方公共団体等の職員を引き続き県の職員として採用することをいう。

(2) 職員数に関する状況

部 門	職 員 数		増員数	減員数	差 引	主な増員理由	主な減員理由	
	23年度	24年度						
一般行政	議 会	34	34	0	0	0		
	総務企画	919	907	16	△ 28	△ 12	東日本大震災対応業務の増加等	総務事務の見直し等
	税 務	285	276	0	△ 9	△ 9		課税業務の効率化等
	民 生	575	567	5	△ 13	△ 8	児童相談所体制強化等	市町村派遣職員の引揚等
	衛 生	660	658	8	△ 10	△ 2	放射能対策業務の増加等	業務執行方法の見直し等
	労 働	110	110	0	0	0		
	農林水産	1,715	1,670	10	△ 55	△ 45	災害復旧業務の増加等	農業振興業務・農村整備業務の見直し等
	商 工	247	239	1	△ 9	△ 8	民間企業等への派遣研修	業務執行方法の見直し等
	土 木	1,354	1,374	84	△ 64	20	災害復旧業務の増加	市町村・団体派遣職員の引揚等
小 計	5,899	5,835	124	△ 188	△ 64			
特別行政	教 育	20,437	20,092	14	△ 359	△ 345	特別支援学校の教職員の増等	児童・生徒数減に伴う教職員の減等
	警 察	4,617	4,638	28	△ 7	21	警察官増員	業務執行方法の見直し等
	小 計	25,054	24,730	42	△ 366	△ 324		
公営企業	病 院	3,676	3,686	64	△ 54	10	病棟体制強化・リハビリ機能の充実	委託化、患者数減に伴う減等
	下 水 道	40	37	0	△ 3	△ 3		業務執行方法の見直し等
	そ の 他	151	150	1	△ 2	△ 1	工業用水道事業の体制強化	業務執行方法の見直し等
	小 計	3,867	3,873	65	△ 59	6		
合 計	34,820	34,438	231	△ 613	△ 382			

※ 職員数は一般職に属する職員の数です。県職員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

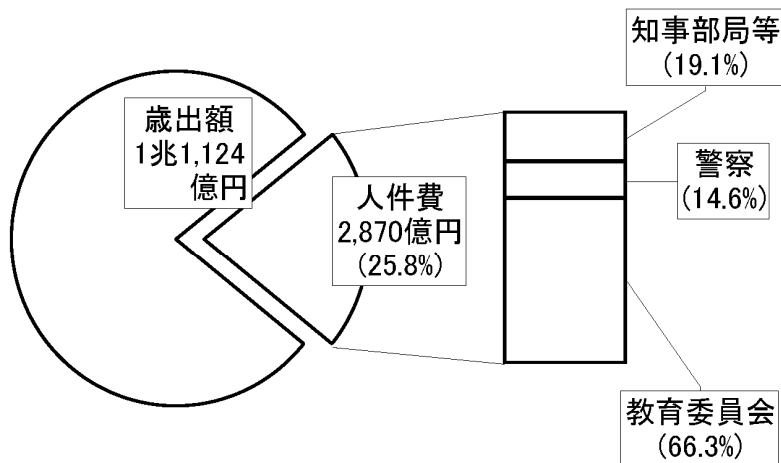
2 職員の給与の状況

(1) 給与決定のしくみ

職員の給与は、県人事委員会の「職員の給与に関する勧告」に基づき、県議会の審議を経て条例で定められるしくみになっています。

(2) 人件費率

(平成23年度普通会計決算)



※ 人件費には、一般職員および特別職（知事・議員など）の給料、報酬、諸手当や共済負担金などが含まれます。

(3) 初任給

(各年度4月1日現在)

区	分	平成23年度	平成24年度
一般行政職	大学卒	178,800円	178,800円
	高校卒	144,500円	144,500円
警察職	高校卒	172,000円	172,000円
小・中学校教育職	大学卒	199,700円	199,700円
	短大卒	177,200円	177,200円
高等学校教育職	大学卒	199,700円	199,700円
技能労務職	高校卒	141,900円	141,900円

※ 初任給は、学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。

(4) 平均給料月額

(各年度4月1日現在)

区分	平成23年度		平成24年度	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	336,361円	42.8歳	336,185円	42.8歳
警察職	332,873円	40.3歳	330,265円	40.1歳
小・中学校教育職	380,128円	44.0歳	382,309円	44.4歳
高等学校教育職	387,998円	44.3歳	391,349円	44.8歳
技能労務職	350,065円	49.0歳	353,328円	49.6歳

※ 平均給料月額には、給料の調整額および教職調整額を含みます。

(5) 学歴や経験年数による平均給料月額

(平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大 学 卒	260,899 円	321,537 円	363,210 円
	高 校 卒	212,692 円	261,547 円	311,017 円
警 察 職	高 校 卒	247,716 円	290,111 円	347,795 円
小・中学校教育職	大 学 卒	310,689 円	362,555 円	392,283 円
	短 大 卒	280,033 円	331,660 円	382,372 円
高等学校教育職	大 学 卒	308,301 円	360,895 円	396,512 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	248,967 円	303,917 円

(平成24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大 学 卒	262,320 円	324,771 円	365,003 円
	高 校 卒	215,912 円	266,086 円	308,409 円
警 察 職	高 校 卒	246,922 円	295,607 円	349,062 円
小・中学校教育職	大 学 卒	310,942 円	362,764 円	394,320 円
	短 大 卒	283,365 円	332,325 円	385,162 円
高等学校教育職	大 学 卒	309,793 円	362,684 円	401,038 円
技能労務職	高 校 卒	206,200 円	247,200 円	290,938 円

※1 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

※2 「—」の欄は、該当する職員がいない区分です。

(6) 手当の種類とその内容 (主なもの)

(平成23年4月1日現在)

毎月決まって支給	扶養手当	配偶者 13,000円 その他 各 6,500円
	住居手当	借家 月額10,000円以上の家賃を支払っている職員に対し、 家賃額に応じ最高 27,000円まで
	通勤手当	電車・バス等利用者(定期券の場合は通用期間ごとに支給) 負担している運賃額に応じ1ヶ月当たり最高 55,000円まで 自動車等利用者 使用距離に応じ最高 44,100円まで

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x

x